

令和8年度 総合評価方式の評価項目の内容、評価基準及び配点 [建築工事・建築設備工事]

評価の視点	評価項目	評価細目	評価内容	企業評価型			施工計画型	技術提案型	評価基準	企業評価型			施工計画型	技術提案型	備考		
				簡易型	通常型	若年・女性技術者育成型				簡易型	通常型	若年・女性技術者育成型					
技術提案	1. 総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	工事内容に応じて、5項目程度を設定する。ただし、「環境・安全対策等、社会的要請に関する事項」として、地球温暖化防止対策（CO <sub>2</sub> 排出量削減等）は必須とする。 4. 将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項は、構造物の耐久性向上対策や完成後の点検・診断・維持修繕等の容易性・確実性の向上対策など、将来的な維持管理等に有効な提案を評価する。	共通仕様書等に記載された事項等における要求内容について、技術的な工夫等の提案を的確な管理体制の下で確実に履行されるよう、マネジメント※に取り組みことを評価。 （※：①施工計画書への記述（文書化）②計画に基づく実施③自主点検（検証）④報告書提出（追跡可能性）を実施）	-	-	-	-	-	155	評価項目について、有効な提案あり	-	-	-	-	155		
	2. 工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項									上記以外						0	
	3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項																
	4. 将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項																
施工計画	5. 本体構造物等の品質確保又は品質管理方法の適切性	構造体等の品質対策（建築工事）	共通仕様書等に記載された事項等における要求内容について、的確な管理体制の下で確実に履行されるよう、品質・安全・環境マネジメント※に取り組みことを評価。 （※：①施工計画書への記述（文書化）②計画に基づく実施③自主点検（検証）④報告書提出（追跡可能性）を実施）	-	-	-	20	-	評価項目について、全てに有効な提案あり	-	-	-	-	20			
		建築設備の品質対策（建築設備工事）							評価項目について、1つの項目に有効な提案あり					10			
	6. 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	安全監視		-	-	-	-	20	-	評価項目について、全てに有効な提案あり	-	-	-	-	20		
		工事区域の立入防止施設								評価項目について、1つの項目に有効な提案あり					10		
		監視員・誘導員								上記以外					0		
		作業区域の明示施設、作業員の安全対策															
	7. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性	騒音振動対策		-	-	-	-	20	-	評価項目について、全てに有効な提案あり	-	-	-	-	20		
		水質汚濁対策								評価項目について、1つの項目に有効な提案あり					10		
		粉塵対策								上記以外					0		
		周辺環境等に関し配慮すべき事項															
	県産品の利用（地球温暖化防止対策）【必要に応じて設定】※1	指定する資材の県産品資材利用 ・生コンクリート骨材 ・砕石材（基礎砕石、道路用砕石等） ・コンクリート二次製品 ・アスファルト合材	-	-	-	-	-	県産品資材から選定する場合	-	-	-	-	-	-			
								上記以外									
企業の施工能力	8. 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績	-	CORINSに竣工登録された、過去5年度間及び今年度完成の同業種（※2）工事について、当該工事に対して一定規模以上の施工実績を評価。	-	-	-	10	10	CORINS竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり	-	-	-	10	10			
	9. 過去4年間における香川県発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点	-	香川県発注（※3）の同業種（※2）工事の過去4年間の工事成績評定点の平均点（※5）を評価。	35	35	35	35	35	8.3点以上	35	35	35	35	35			
									8.2点以上8.3点未満	33	33	33	33				
									8.1点以上8.2点未満	30	30	30	30				
									8.0点以上8.1点未満	27	27	27	27				
									7.9点以上8.0点未満	24	24	24	24				
									7.8点以上7.9点未満	21	21	21	21				
									7.7点以上7.8点未満	18	18	18	18				
									7.6点以上7.7点未満	15	15	15	15				
									7.5点以上7.6点未満	12	12	12	12				
									7.4点以上7.5点未満	9	9	9	9				
	7.3点以上7.4点未満	6	6	6	6												
	7.2点以上7.3点未満	3	3	3	3												
7.2点未満又は香川県発注工事の工事成績評定点なし	0	0	0	0													
10. 受注能力	-	香川県発注（※4）の同業種（※2）工事における、過去4年度間の工事受注年平均額に対する本年度受注工事額の割合（※6）を評価。ただし、本年度受注工事額から維持修繕工事（※7）及び砂防・急傾斜・公園の緊急対応を行う維持修繕工事は控除する。	20	20	20	20	20	0	0	0	0	0					
11. 直近の香川県発注工事の工事成績評定点	-	香川県発注工事（※3）の過去6ヶ月以内の完成工事の成績評定点を評価。	0	0	0	0	0	過去6ヶ月以内の完成工事で6.5点未満なし	0	0	0	0	0				
12. 香川県優良建設工事表彰	-	同業種（※2）工事における、過去3年度の香川県優良建設工事表彰受賞を評価。	10	10	10	10	10	過去3年度に同業種工事の優秀表彰あり	10	10	10	10	10				
								過去3年度に同業種工事の優良表彰あり	5	5	5	5					
配置予定技術者	13. 配置予定技術者の資格	-	配置予定技術者について、職種（※2）毎に定めた指定資格取得の有無と取得後経過年数を評価。	-	-	-	5	5	指定資格取得後5年以上	-	-	-	5				
	14. 過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての施工経験	-	CORINSに竣工登録された、過去5年度間及び今年度完成の同業種（※2）工事について、当該工事に対して一定規模以上の工事での主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての施工経験を評価。	-	-	-	10	10	CORINS竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり	-	-	-	10				
									CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模以上の実績あり				5				
									CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模未満又は実績なし				0				
	15. 過去5年間における継続教育（CPD）の取組状況	-	配置予定技術者の技術力の維持向上について、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）土木学会、（公社）日本建築士会連合会、建築CPD運営会議の認定する継続教育の取組状況を評価。	-	-	-	10	10	取得単位50以上	-	-	-	10				
									取得単位25以上50未満				5				
取得単位25未満									0								
16. 若年技術者（35歳未満）・女性技術者の配置	-	配置予定技術者について、若年技術者（35歳未満）又は女性技術者の配置を評価。	-	-	10	-	-	若年技術者（35歳未満）又は女性技術者を配置	-	-	10	-					
								上記以外			0						

社会性・地理的条件	17. 地域精通度（営業拠点）	-	工事規模・内容に応じて、営業拠点の有無（県内・外、土木事務所管内・外等）を評価。	20	20	20	20	20	県内に主たる営業所あり 県内に営業所あり 県内に営業所なし	県内に営業所あり 県内に営業所あり 県内に営業所なし	管内評価 管内評価 管内評価	〇〇事務所管内に営業所あり 〇〇事務所管内に営業所あり 〇〇事務所管内に営業所なし	地域内評価 地域内評価 地域内評価	〇〇市内に営業所あり 〇〇市内に営業所あり 〇〇市内に営業所なし	20	20	20	20	20	20	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0									
	18. 地域精通度（近隣での施工実績）	-	CORINSに登録された過去5年度間及び今年度完成の同業種（※2）工事について、近隣での施工実績を評価。	-	-	-	5	5	過去5年度間及び今年度完成工事のCORINS登録同業種工事で〇〇土木事務所管内の実績あり 実績なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	19. 建設キャリアアップシステムの取組	-	建設キャリアアップシステム（CCUS）について、当該工事における導入状況を評価。	-	5	5	5	5	受注者（元請け）の企業登録があり、かつ当該工事現場において活用する場合 上記以外（企業の登録を行っていない、または当該工事現場において活用しない場合）	-	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
	20. 県産品の利用（地球温暖化防止対策）【必要に応じて設定】※1	-	指定する資材の県産品資材利用 ・生コンクリート骨材 ・砕石材（基礎砕石、道路用砕石等） ・コンクリート二次製品 ・アスファルト合材	-	-	-	-	-	県産品資材から選定する場合 上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	21. 労働災害防止及び交通事故防止等への取組	労働災害防止への取組	定期的な講習会など労働災害防止対策に取り組んでいる建設業労働災害防止協会への加入や、墜落事故等防止及び交通事故防止に関する計画作成の取り組みを評価。	労働災害防止への取組 墜落事故等防止への取組 交通事故防止への取組	15	15	15	15	-	評価項目全てについて、取組あり	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15							
		評価項目のうち、2つの項目について取組あり								10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
		評価項目のうち、1つの項目について取組あり								5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
		上記以外								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	22. 災害時の活動体制	災害協定の締結、災害協定に基づく活動の実績、災害時の応急活動体制	香川県との災害協定の締結や、災害協定に基づく活動の実績、災害時における応急活動の体制が整っていることを評価。	10	15	15	15	15	-	a 災害協定の締結	自社が加入している団体と香川県とが締結している災害協定があり、 加入している団体が香川県と災害協定を締結していない	かつ前年度に団体において、その協定に関する災害時に対応した訓練等を行い、自社が参加している	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5									
										b 災害協定に基づく活動の実績	災害協定に基づき、過去3年度において加入している団体が県から協力要請を受けた実績がある 災害協定に基づき、過去3年度において加入している団体が県から協力要請を受けた実績がない	-	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										c 災害時の応急活動体制	災害時に応急活動できる体制がある 上記以外	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
										40名以上	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
										30名以上40名未満	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
										20名以上30名未満	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
23. 従業員数	-	常勤雇用者のうち、建設業に携わっている者の人数を評価。	-	10	10	10	10	10	-	8名以上11名未満	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5									
										6名以上8名未満	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
										4名以上6名未満	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
										3名	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
										2名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
										1名以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
										15台以上	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
										13台以上15台未満	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
										11台以上13台未満	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
										9台以上11台未満	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
										7台以上9台未満	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
5台以上7台未満	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5												
4台	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4												
3台	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3												
2台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2													
1台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1														
1台未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
25. 下請けの県内業者の活用	-	県内業者の育成や雇用確保の観点から、下請けの県内業者（※8）の活用を評価。	-	-	-	-	5	5	全ての一次下請業者が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工する 上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
									実績なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
26. 低入札に対する評価	-	総合評価落札方式による入札（※9）で低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績を評価。	0	0	0	0	0	0	本工事における入札において、低入札価格調査基準価格を下回る応札あり 過去180日以内に低入札価格調査基準価格を下回る応札実績あり（応札回数により点数は累積される）	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90									
									実績なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
合計点			110	140	150	245	310																																
加算点			10	10	10	20	30																																

- ・合計点を加算点に換算する。（少数位3位を四捨五入）
- ・施工計画のうち、評価を行う項目において要求事項に一つでも提案が無い場合、当該項目の評価は「-5点」の評価とする。また、評価を行う項目数の半数以上が「-5点」の評価となった場合は、失格とする。（ただし、県産品の利用（地球温暖化防止対策）については、この限りではない。）
- ※1 県産品の利用（地球温暖化防止対策）に関する詳細な評価基準等は、入札公告のとおりとする。
- ※2 工種・同業種：建設業法29業種区分による。
- ※3 香川県発注工事：土木部、農政水産部土地改良課、農村整備課及び水産課、環境森林部森林・林業政策課（旧みどり整備課）及びみどり保全課並びに総務部営繕課が所管する建設工事。
- ※4 香川県発注工事：土木部、農政水産部土地改良課、農村整備課及び水産課、環境森林部森林・林業政策課（旧みどりの整備課）、みどり保全課及び循環型社会推進課（旧廃棄物対策課）、交流推進部交流推進課、総務部営繕課並びに警察本部が所管する建設工事。
- ※5 過去4年間とは、完成日が令和4年1月1日から令和7年12月31日まで。
- ※6 受注能力は、「同業種の本年度受注工事額」を「同業種の過去4年度間の工事受注年平均額」で除した数値とする。ただし、「同業種の過去4年度間の工事受注年平均額」が「基準受注額」を下回る場合は、受注能力は、「同業種の本年度受注工事額」を「基準受注額」で除した数値とする。ここでいう「基準受注額」とは、「過去4年度間の同業種・ランク毎の1業者あたり年平均受注額」を基に設定している。
- ※7 維持修繕工事：道路維持修繕に関するパト工事（舗装修繕、交通安全施設、路面清掃、植栽維持、ポンプ点検を除く）、雪に関するパト工事（雪水管理に関するパト工事、除雪に関するパト工事）、河川維持修繕に関するパト工事（砂防・急傾斜を除く）、港湾に関するパト工事
- ※8 下請けの県内業者とは、元請業者と直接契約のある、県内に主たる営業所を有する一次下請業者とする。
- ※9 評価対象となる入札は、香川県発注工事（知事部局、議会事務局、教育委員会、警察本部及び病院局が所管する建設工事）の入札とする。